

赤い羽根共同募金による地域配分

問 都共同募金会事業部配分担当 ☎03-5292-3183
市地域福祉課庶務係



(社福)東京都共同募金会では、地域福祉の向上を目的として、地域配分(B配分)の申請を受け付けています。

地域配分(B配分)とは

地域からの寄付金の一定割合を、その地域で活用するものです。地域性の高い施設・団体が行う地域福祉の増進を目的とした具体的な事業が対象となります。

申請額 1施設・団体につき10~30万円

対象事業 備品整備、小破修理、利用者主体の事業、防災・災害対策事業など(施設・団体維持のための運営費は対象外)

提出期限 8月29日(必着)

市内における盛土等の規制および運用

問 都多摩建築指導事務所開発指導第一課 ☎042-548-2040
市都市計画課開発指導係

宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法)に基づき、都により市全域が宅地造成等工事規制区域として令和6年7月31日に指定されました。

この規制区域では、一定の高さ以上の盛土や切土等の行為は、事前に許可が必要となる場合がありますので、ご相談ください。

また、都では、不適正盛土情報等の都民投稿ウェブフォーム「まもりど」(右記2次元コード)により、都民からの情報提供を活用した見守り体制を構築しています。

スマホから簡単に通報できます→



東京における都市計画道路の整備方針(仮称) 中間のまとめ

問 都都市整備局都市基盤部街路計画課 ☎03-5388-3379、市土木課土木担当

都と特別区および26市2町は、「東京における都市計画道路の整備方針(仮称)中間のまとめ」を取りまとめました。今後、中間のまとめに対するご意見・ご提案も参考にして、整備方針を策定します。

閲覧期間 8月29日(金)まで 閲覧場所 都ホームページ、都民情報ルーム(都庁第一本庁舎3階)、市土木課(市役所5階)窓口

意見提出方法 29日(消印)までに次のいずれかの方法で都都市整備局都市基盤部街路計画課へ

▷郵送 〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 ▷ファックス ☎03-5388-1354

▷メール ☎S0000179@section.metro.tokyo.jp ▷窓口持参 ▷専用フォーム(右記2次元コード)



後期高齢者医療の自己負担割合「2割」となる方

外来医療の負担軽減措置(配慮措置)が終了します

問 保険年金課後期高齢者医療係

令和4年10月1日より実施していた自己負担割合が2割の方への外来医療の負担軽減措置(配慮措置)が9月30日までの診療で終了します。2割の方の令和7年10月1日以降に診療する外来医療の自己負担の1か月の上限は1万8,000円となります。10月1日からの自己負担限度額は下表のとおりです。

負担割合	所得区分		外来+入院(世帯ごと)	
			外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
3割	現役並み所得Ⅲ	課税所得690万円以上	25万2,600円+(10割分の医療費-84万2,000円)×1% <14万100円※2>	
	現役並み所得Ⅱ	課税所得380万円以上	16万7,400円+(10割分の医療費-55万8,000円)×1% <9万3,000円※2>	
	現役並み所得Ⅰ	課税所得145万円以上	8万100円+(10割分の医療費-26万7,000円)×1% <4万4,400円※2>	
2割	一般Ⅱ		1万8,000円(14万4,000円)	5万7,600円 <4万4,400円※2>
	一般Ⅰ		1万8,000円(14万4,000円)	5万7,600円 <4万4,400円※2>
1割	住民税非課税等※1	区分Ⅱ	8,000円	2万4,600円
		区分Ⅰ		1万5,000円

※1 区分Ⅱ…住民税非課税世帯であり、区分Ⅰに該当しない方

区分Ⅰ…①住民税非課税世帯であり、世帯全員の所得が0円の方、または②住民税非課税世帯であり、老齢福祉年金を受給している方

※2 診療月を含めた直近12か月間に、高額療養費の支給が3回あった場合の4回目以降から適用になる限度額(多数回該当)。ただし、「外来(個人ごと)の限度額」による支給は、多数回該当の回数に含みません。なお、現役並み所得の被保険者は、個人の外来のみで「外来+入院(世帯ごと)」の限度額に該当した場合も、多数回該当の回数に含みます。

この多数回該当の回数には、それまで加入していた医療保険(他道府県の後期高齢者医療制度、国保、健康保険、共済)で該当していた回数は含みません。

後期高齢者医療保険料

特別徴収額が変更になる場合があります

問 保険年金課後期高齢者医療係

後期高齢者医療保険料の特別徴収(年金天引き)は、仮徴収(4・6・8月)と本徴収(10・12月、翌年2月)として納めることとなりますが、所得の変動などにより仮徴収額と本徴収額に大きな差が生じる場合があります。そのため、翌年度以降の特別徴収額が年間を通してできるだけ均等になるように、8月の徴収額を調整することがあります。(すべての方が対象ではありません。)実際の徴収額については、7月中旬に送付した後期高齢者医療保険料納入通知書をご覧ください。※保険料の年額に変更はありません。

★仮徴収と本徴収

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
原則として前年度2月の徴収額と同額を納付(8月の徴収額は調整される場合あり)			確定した年間保険料額から、仮徴収額を差し引いた残額を3回に分けて納付		

国民年金保険料納付案内の民間委託

問 青梅年金事務所 ☎30-3410



日本年金機構では、国民年金保険料が未納となっている方に対して、電話や文書による保険料納付の案内業務を民間事業者へ委託しています。民間事業者が訪問することや現金をお預かりすることはありません。

委託先 (株)ボックスグループ

電話 ☎0800-8087000

※詳細は日本年金機構ホームページ(上記2次元コード)をご覧ください。

ちいき・いきいき・げんきパネル展

問 高齢者支援課包括支援係

元気にいきいきと、年を重ねても住み慣れた地域で生活できるように、介護予防リーダーの活動や「あったらいいね、こんな助け合い」を考える、地域の支え合い活動を紹介します。

日程 8月4日(月)~15日(金)

会場 市役所1階ロビー



自立センター福祉公開講座「ビーズアクセサリー」

問 市自立センター ☎32-1631、市障がい者福祉課庶務係

簡単なビーズアクセサリーを楽しく作ります。

日時 8月20日(水) 午後1時30分~3時30分

会場 市自立センター 対象 市民

講師 旧ジャパンビーズクラフト協会認定講師 明田川冬子氏

定員 先着12人(7月16日に参加した方は参加不可)

申し込み 電話で市自立センターへ※留守番電話への申し込み不可

